

独立行政法人水資源機構分任契約職  
関西・吉野川支社長 三戸 雅文  
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 廃棄文書等処分業務(オープンカウンタ方式による)
- 2 業 務 場 所 滋賀県長浜市木之本町黒田1234番地 丹生事務所
- 3 業 務 期 間 契約締結の翌日 から 令和8年3月24日
- 4 内 容 等 廃棄文書等処分業務

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 滋賀県内に本店又は支店がある者。
- 3 見 積 書 等
  - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りま  
す。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略する  
ことができます。
  - 2) 提 出 方 法 電子メール、FAX、持参又は郵送による。(※4)に記載されたアドレス及び番号)
  - 3) 見 積 書  
提 出 期 限 令和7年8月26日 10:00 まで
  - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 丹生事務所  
電子メール nyukei\_yodo@water.go.jp FAX番号 0749-82-5551
  - 5) 担 当 者 総務用地課 金子
  - 6) 質 問 書  
提 出 期 限 令和7年8月19日 10:00 まで  
  
※質問の回答については、令和7年8月20日 17:00までに HP に掲載します。
  - 7) 見 積 日 時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。
  - 8) 見 積 回 数 2回を限度とする。  
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度  
の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見  
積提出の期限は令和7年8月27日 10:00までとします。
  - 9) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、  
見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(軽減税率を適用する品目につい  
ては108分の100を考慮)を見積書に記載してください。  
  
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。  
また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することは  
できません。
- 4 見 積 辞 退 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要  
はありません。
- 5 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限  
の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 6 そ の 他
  - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額(軽減税率を適用する品目  
については108分の8に相当する額)を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額  
を切り捨てた金額)とします。
  - 2) 契約の相手方として決定した場合には、速やかに請書を作成するものとします。  
なお、契約金額が100万円以下の場合には、請書を省略することができます。
  - 3) 請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。
  - 4) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじ用数値につい  
ては、見積依頼書等の交付受領書に任意の3ケタの数字をご記入ください。

廃棄文書等処分業務

仕 様 書

令和 7 年 8 月

独立行政法人水資源機構

丹生事務所

## 第1節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構丹生事務所（以下「発注者」という。）が発注する「廃棄文書等処分業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

## 第2節 業務内容

### 2-1 業務概要

1. 廃棄文書（一般廃棄物である紙くず（機密文書及びこれらを編纂しているチューブファイル、フラットファイル並びに段ボール及び図面（ジアゾ式複写したフィルム）、図面収納ケース（筒型・ファイル型）等をいう。但し、ゼムクリップ以上の金属は取り除く。）以下同じ。）収集運搬 一式
2. 廃棄文書等処分 一式

### 2-2 業務内容

1. 本業務は、発注者の指定する引渡場所に保管している廃棄文書等を収集運搬し、破碎等により処分を行う。
2. 受注者は、本業務の遂行に関して知り得た業務上の秘密を、第三者に漏洩してはならない。また、収集運搬及び破碎等処理時は、廃棄文書等の飛散並びに外部に流出することがないように、取り扱いには注意すること。
3. 発注者は、廃棄文書等の分別作業は行わない。
4. 廃棄文書等のうち破碎等処理の出来ない材質が混入していた場合は、処分方法等について担当職員と別途協議し、破碎等処理でない方法により処分することができる。

### 2-3 見積内容

1. 見積は、収集運搬費用が1回あたりの単価、処分費が1kgあたりの単価とする。
2. 別紙様式を参考に見積書（任意様式）を作成すること。
  - ・見込総量及び回数に基づき合計額を算出。
  - ・但し、実際の契約は各単価による。

### 2-4 業務場所

1. 引渡場所：滋賀県長浜市木之本町黒田1234番地
2. 廃棄場所：受注者所有又は受注者の協力工場等

## 第3節 予定数量

予定数量等廃棄文書の量 約5,000kg

ただし、予定数量は参考値であり、当該数量を確約するものではない。

なお、処分数量については、数量が分かる書類により精算するものとする。

## 第4節 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月24日までとする。なお、廃棄文書等の収集運搬につい

ては、以下の期限とし、作業日については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

令和8年3月16日（月）迄

#### 第5節 業務履行に関し法律上必要な資格

受注者は、本業務の履行に関して法律上必要とされる許可等を有していること。

#### 第6節 契約変更

業務内容に変更が生じた場合は、発注者と協議するものとし、これを発注者が必要と認めたときは契約変更の対象とする。

#### 第7節 成果品

受注者は、業務の履行に際して、下表に示す業務状況毎に写真を撮影し、成果品として次のとおり提出するものとする。また、作業状況写真と併せて破砕等証明書（その他の方法による処分の場合を含む。）及び数量が確認出来る書類を提出するものとする。なお、提出書類の媒体は、発注者と協議のうえ決定するものとする。

##### 1. 作業状況写真1部

トラック搬出前（積載状況）

トラック到着後（計量時の状況（計量方法は受注者の任意とする。））

廃棄文書等処分状況

##### 2. 破砕等証明書（その他の方法による処分の場合を含む。）及び数量が確認出来る書類 1部

#### 第8節 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の履行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求又は業務妨害）に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。また、担当職員等とも連絡を密にとり工程等被害が生じた場合は、協議するものとする。

#### 第9節 疑義等

本仕様書に記載無き事項又は疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

以上

## 数量表

| 項目       | 単位 | 予定数量  | 搬出場所等                                                                                       |
|----------|----|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 廃棄文書収集運搬 | 回  | 4     | 滋賀県長浜市木之本町黒田 1 2 3 4 番地                                                                     |
| 廃棄文書等処分  | Kg | 5,000 | 廃棄文書保管用段ボール(10 kg)×500 箱<br>予定数量は上記のとおり段ボールに換算した<br>ものであり、実際には、段ボール以外に収納し<br>たもの（ひも括り等）もある。 |

<別紙>

下記様式を参考に、見積書の作成をお願いいたします。

| No.      | 品 名      | 規格・寸法              | 見込数量  | 単位 | 単価(円) | 総額(円) |
|----------|----------|--------------------|-------|----|-------|-------|
| 1        | 廃棄文書収集運搬 | 段ボール(10kg)×500箱で換算 | 5,000 | kg |       |       |
| 2        | 廃棄文書等処分  |                    | 4     | 回  |       |       |
| 合計(税抜)   |          |                    |       |    |       |       |
| 消費税(10%) |          |                    |       |    |       |       |
| 合計(税込)   |          |                    |       |    |       |       |

※ 上記に掲げる数量は 見込みであり、 変動の可能性があります。

※ 契約する際には、実際の数量に関わらず、定められた各単価による契約となります。

## 見積依頼書等の交付受領書

|              |                   |                         |       |              |
|--------------|-------------------|-------------------------|-------|--------------|
| 宛 先          | 独立行政法人水資源機構 丹生事務所 |                         |       |              |
|              | 総務用地課 金子 宛        |                         |       |              |
|              | 電話番号              | 0749-82-5560            | FAX番号 | 0749-82-5560 |
|              | メール               | nyukei_yodo@water.go.jp |       |              |
| 発信者<br>(※必須) | (会社名)             |                         |       |              |
|              | (担当者名)            |                         |       |              |
|              | 電話番号              |                         | FAX番号 |              |
|              | メール               |                         |       |              |
| 件 名          | 見積依頼書の交付受領書       |                         |       |              |

以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。

○見積依頼件名

廃棄文書等処分業務(オープンカウンター方式による)

○くじ用数値

くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

○見積辞退について

見積依頼書等の交付受領書を提出後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

○同方式の承諾

「関西・吉野川支社淀川本部及び丹生事務所におけるオープンカウンター 実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。

☐ 承諾する